おくやみハンドブック

いの町



チェックリスト P.5
各種手続き P.7
町役場外の主な手続き P.35
相続について P.39
委任状 P.44
広告掲載事業者 P.45

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
いの町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

いの町役場　088-893-1111（代表）

事前準備について

いの町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、いの町役場へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ **来庁される方の本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証など）

※写真付きのものがない場合は、資格確認書、介護保険証、年金手帳など計２点

□ **認印**（※相続人代表及び喪主）

□ **預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

□ **基礎年金番号が記載されているもの（年金証書）**

□ **国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

□ **介護保険被保険者証**

□ **福祉医療費受給者証**

□ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

□ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書　など

□ **２点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （37 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（39 ページ参照）
4か月以内			○所得税の準確定申告 （40 ページ参照）
10か月以内		○遺産分割協議 （39 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （40 ページ参照） ○続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

いの町で必要な手続きについては７ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

遺品の整理などで大量に処分したい物が出た場合

お片付けを進める中で、一度に大量の処分物が発生した場合は、地区のごみステーションには出さず、町の許可を受けた専門業者へ直接依頼してください。地区のステーションは共有スペースであり、大量搬出は近隣トラブルや緊急車両の通行妨害を招く恐れがあるためです。

処分には費用（個人負担）がかかりますが、専門業者に依頼すれば、ご自宅まで引き取りに来てもらえるため、ご負担も軽くなるかと思います。まずは専門業者に『遺品の整理で大量に処分したい物がある』とご相談してみてはいかがでしょうか。事前の連絡が必要ですので、無理のない範囲で進めてみてください。

専門業者などお困りごとがございましたら、環境課までご相談ください。

◆問い合わせ先 ： 環境課　☎ 088-893-1160

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	□	印鑑登録をしていた	
	□	外国籍だった	P.8
保険	□	国民健康保険に加入していた	P.9
	□	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
年金	□	国民年金に加入、または受給していた	P.13
	□	厚生年金に加入、または受給していた	
	□	共済年金に加入、または受給していた	P.14
	□	農業者年金に加入、または受給していた	
税金	□	町税の納付が済んでいない、またはわからない	P.15
	□	町・県民税を課税されていた	P.16
	□	固定資産を持っていた	P.17
	□	原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車について	P.18
	□	125cc以上のオートバイについて	P.19
	□	三輪・四輪の軽自動車について	P.20
介護保険	□	65歳以上または介護認定を受けていた	P.21
	□	介護認定を受けていた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害福祉	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.22
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.23
	□	特別児童扶養手当を受給していた	
	□	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.25
	□	重度障害者医療費の助成を受けていた	P.26
	□	福祉タクシー・ガソリンチケットを利用していた	P.27
子ども	□	児童手当を受給していた	P.28
	□	児童扶養手当を受給していた	
	□	乳幼児・児童医療費の助成を受けていた	P.29
	□	ひとり親家庭医療費の助成を受けていた	
上下水道	□	上下水道を使用していた	P.30
	□	八代地区農業集落排水施設を利用していた	
	□	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.31
	□	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
その他の手続き	□	犬を飼っていた	P.32
	□	農地を所有していた	
	□	森林を所有していた	P.33
	□	伊野南墓地公園を使用している	P.34

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードについて

手続き　カードの返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後ご確認いただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード	町民課　戸籍住基係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

印鑑登録について

手続き　印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	町民課　戸籍住基係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

外国籍の方について

手続き　在留カードの返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の在留カードを返納していただく必要があります。	14日以内
	手続き可能な人
	親族または、同居人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の在留カード	町民課　戸籍住基係 ☎ 088-893-1117 高松出入国在留管理局 高知出張所 ☎ 088-871-7030

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険について

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※役場本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・亡くなられた方と葬祭執行者のそれぞれの氏名が記載された葬祭領収書・埋火葬許可証など）	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者（世帯主）が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	死亡日から 2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑（相続人のもの） □ 預金通帳など（相続人のもの）	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険について

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※役場本庁または各総合支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・亡くなられた方と葬祭執行者のそれぞれの氏名が記載された葬祭領収書・埋火葬許可証など）	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	死亡日から 2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑（相続人のもの） □ 預金通帳など（相続人のもの）	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金の手続きについて

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、役場へお問い合わせください。	ー **手続き可能な人** ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの □ 相続人代表者の通帳 □ 相続人代表者のマイナンバーがわかるもの	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112 高知西年金事務所（事前予約） ☎ 088-875-1717 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

厚生年金の手続きについて

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	ー **手続き可能な人** ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	高知西年金事務所 （事前予約） ☎ 088-875-1717 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

共済年金の手続きについて

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	ー
	手続き可能な人
	ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金の手続きについて

手続き　農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期　限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は１０日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 【未支給年金を請求する場合※】 □ 亡くなられた方と請求者との続柄が確認できる戸籍謄本など □ 同一生計証明、もしくは、亡くなられた方と請求者が、死亡当時に生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票の写しなど ※未支給年金を請求できる方は、亡くなられた方と、死亡当時生計を同じくしていた方で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で請求できます。 先順位の方がいる場合は、後順位の方は請求できません。	農業委員会事務局 ☎ 088-893-1115 吾北総合支所産業課 ☎ 088-867-2313 本川総合支所産業建設課 ☎ 088-869-2115

4. 税金に関する手続き

町税の納付について

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 納税通知書	町民課　賦課係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

MEMO

町・県民税の課税について

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

亡くなられた方に町民税・県民税が課税されている場合、町民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。町民課賦課係までご連絡ください。

期　限

相当な期間（概ね 3 か月）

手続き可能な人

相続人代表者

必要なもの

□ 相続人代表者となる方の本人確認書類

問い合わせ先

町民課　賦課係
☎ 088-893-1117
吾北総合支所住民福祉課
☎ 088-867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎ 088-869-2112

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産税について

手続き 現所有者申告書の提出

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をされる方を申し出ていただく届出になります。

土地及び家屋（登記のあるもの）については、所有者を変更するために、次の『相続登記』の手続きが必要です。

期　限

相続が発生した年内

※郵送で現所有者申告書が届いた方は約１か月以内（目安）

手続き可能な人

①相続人代表者
②遺言書などで管理をたのまれている方

必要なもの

【法定相続人の方が管理される場合】
原則不要

【法定相続人以外の方が管理される場合】
□ 遺言書の写しなど

問い合わせ先

町民課　固定資産評価係
☎ 088-893-1117
吾北総合支所住民福祉課
☎ 088-867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎ 088-869-2112

手続き 相続登記

手続き詳細

令和６年４月から、不動産（土地・家屋）の相続登記が義務化されています。詳しくは法務局ホームページをご覧ください。

法務局ホームページはこちらから▶

期　限

相続したことを知った日から３年以内

※義務化前に相続した不動産は令和９年３月末まで

手続き可能な人

①法定相続人
②遺言書などで管理をたのまれている方

必要なもの

法務局へお問い合わせください。役場固定資産評価係でも確認できます。

問い合わせ先

高知地方法務局
☎ 088-822-3331（相談などは予約制です）

原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車について

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を売却するもしくは譲渡、廃棄する場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 手続き者の本人確認書類	①相続人 ②相続人とご同居のご家族
	問い合わせ先
	町民課　賦課係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 手続き者の本人確認書類	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
	問い合わせ先
	町民課　賦課係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

4. 税金に関する手続き

125cc以上のオートバイについて

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を売却するもしくは譲渡、廃棄する場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
内容により提出書類が異なりますので、お問い合わせください。	①相続人 ②相続人とご同居のご家族
	問い合わせ先
	高知運輸支局 ☎ 050-5540-2077

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
内容により提出書類が異なりますので、お問い合わせください。	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
	問い合わせ先
	高知運輸支局 ☎ 050-5540-2077

三輪・四輪の軽自動車について

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を売却するもしくは譲渡、廃棄する場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
内容により提出書類が異なりますので、お問い合わせください。	①相続人 ②相続人とご同居のご家族
	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 高知事務所 ☎ 088-842-4311

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
内容により提出書類が異なりますので、お問い合わせください。	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 高知事務所 ☎ 088-842-4311

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた方について

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	ほけん福祉課　高齢福祉係 ☎ 088-893-3810 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112 （手続きは町民課でも可）

介護認定を受けていた方について

手続き 高額介護サービス費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	サービスを受けた日の属する月の翌月初日から 2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑（相続人のもの） □ 預金通帳など（相続人のもの）	ほけん福祉課　高齢福祉係 ☎ 088-893-3810 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112 （手続きは町民課でも可）

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳について

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112 （返還は町民課でも可）

障害児福祉手当を受給していた方について

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810

6. 障害福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた方について

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810

特別児童扶養手当を受給していた方について

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し □ 印鑑	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内 **手続き可能な人** ご親族
必要なもの	**問い合わせ先**
	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済に加入している方について

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の死亡診断書 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 年金を受給する方の住民票 □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が扶養年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の住民票除票 □ 掛金を支払っていた方の住民票 □ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き　死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が扶養年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、 扶養年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の住民票除票	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810

重度障害者医療費の助成を受けていた方について

手続き　重度障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

6. 障害福祉に関する手続き

福祉タクシー・ガソリンチケットを利用していた方について

手続き 未使用分のチケットの返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が福祉タクシー・ガソリンチケットを利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分のチケットは返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー・ガソリンチケット	ほけん福祉課　生活福祉係 ☎ 088-893-3810 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112 （返却は町民課でも可）

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた方について

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期　限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 受給予定者の保険資格が確認できるもの □ 受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード □ 受給予定者の本人確認書類	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

児童扶養手当を受給していた方について

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期　限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	ご親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 手続きを行う人の金融機関の通帳またはキャッシュカード	町民課　保険医療係 ☎ 088-893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

7. 子どもに関する手続き

乳幼児・児童医療費受給者証を交付されていた方について

手続き 受給者証の返納の手続き

手続き詳細

乳幼児・児童医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。

なお、手続きは各出張所でも受け付けています。

期　限

なし

手続き可能な人

児童の保護者

必要なもの

- ☐ 児童の乳幼児・児童医療費受給者証
- ☐ 手続きを行う人の本人確認書類

問い合わせ先

町民課　保険医療係
☎ 088-893-1117
吾北総合支所住民福祉課
☎ 088-867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎ 088-869-2112

ひとり親家庭医療費受給者証を交付されていた方について

手続き 受給者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細

ひとり親家庭医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。

期　限

なし

手続き可能な人

【児童が亡くなられた場合】
児童の保護者
【保護者が亡くなられた場合】
ご家族

必要なもの

- ☐ 亡くなられた方のひとり親家庭医療費受給者証
- ☐ 手続きを行う人の本人確認書類

問い合わせ先

町民課　保険医療係
☎ 088-893-1117
吾北総合支所住民福祉課
☎ 088-867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎ 088-869-2112

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた方について

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 ご親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 ☎ 088-893-1920 吾北総合支所建設課 ☎ 088-867-2315 本川総合支所産業建設課 ☎ 088-869-2115

八代地区農業集落排水施設を利用していた方について

手続き 世帯人数の変更

手続き詳細	期　限
八代地区農業集落排水に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 ご親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 ☎ 088-893-1161

8. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金を納付中であった方について

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期　限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 **手続き可能な人** ご親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	上下水道課 ☎ 088-893-1161

し尿くみ取り式のトイレを使用していた方について

手続き 収集業者へ連絡

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、収集業者へ連絡し、くみ取りを行ってください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	環境課 ☎ 088-893-1160 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

9. その他の手続き

犬を飼っていた方について

手続き 登録変更の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合は、飼い主の変更が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	環境課 ☎ 088-893-1160 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2112

農地を所有していた方について

手続き 農地法第3条3第1項の規定による届出

手続き詳細	期　限
法務局で農地の相続登記を行った際は、その旨を農業委員会へ届出してください。	ー
	手続き可能な人
	農地を相続した方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑	農業委員会事務局 ☎ 088-893-1115 吾北総合支所産業課 ☎ 088-867-2313 本川総合支所産業建設課 ☎ 088-869-2115

9. その他の手続き

森林を所有していた方について

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

手続き詳細	期　限
森林の土地の所有者となった場合、森林の土地の所有者届出が必要です。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。	**相続開始の日から90日以内** ※相続開始の日とは、被相続人の死亡日となります。
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 森林の土地の所有者届出書 □ 登記事項証明書、遺産分割協議の協議書など権利を取得したことがわかる書類の写し □ 土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）	森林の土地の所有者となった方 **問い合わせ先** 森林政策課 ☎ 088-867-2322

MEMO

伊野南墓地公園を使用している方について

手続き① 埋蔵の届出

手続き詳細

亡くなられた方の遺骨を伊野南墓地公園に埋蔵される場合は、埋蔵届を提出する必要があります。使用者が亡くなり、その遺骨を伊野南墓地公園に埋蔵される場合は、使用権承継申請の手続きも必要です。

期　限

遺骨を埋蔵するまで

必要なもの

- ☐ 墓地使用許可証
- ☐ 亡くなられた方の死亡日、本籍などのわかる火葬許可証または除籍

手続き可能な人

墓地使用者やその親族

問い合わせ先

環境課
☎ 088-893-1160

手続き② 使用権承継申請

手続き詳細

亡くなられた方が伊野南墓地公園の使用者となっている場合、ご親族の方に使用権の承継をしていただく必要があります。
なお、使用権の承継をされる方がいの町外にお住まいの場合はいの町にお住まいの方を代理人にする選定届の提出、また代理人の選定ができない場合は代理人選定に関する申立書の提出が必要です。

期　限

亡くなられた方が使用者の場合は、その遺骨を埋蔵するまで

必要なもの

- ☐ 墓地使用許可証
- ☐ 相続人の場合は、相続人であることを証する書類（戸籍謄本など）
- ☐ 相続人でない場合は承継原因を証する書類
- ☐ 承継者の本籍地入り住民票（いの町外にお住まいの方のみ）

手続き可能な人

承継者やその親族

問い合わせ先

環境課
☎ 088-893-1160

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>期　日</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>個人事業者の死亡届出書</td><td rowspan="2">速やかに</td><td rowspan="5">税務署に提出します。

伊野税務署
☎ 088-893-1121</td></tr>
<tr><td>事業廃止届出書</td></tr>
<tr><td>個人事業の
開業・廃業など届出書</td><td rowspan="2">1 か月以内</td></tr>
<tr><td>給与支払事務所などの
開設・移転・廃止届出書</td></tr>
<tr><td>所得税の青色申告の
取りやめ届出書</td><td>青色申告を取りやめようとする
年の翌年 3 月 15 日まで</td></tr>
</table>

MEMO

少し落ち着いてから行う町役場外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	土佐警察署いの庁舎 ☎ 088-893-1234 高知県運転免許センター ☎ 088-893-6001
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5473-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	□	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	中央西福祉保健所 ☎ 0889-22-1240
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 伊野税務署 ☎ 088-893-1121
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	高知地方法務局 ☎ 088-822-3331

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

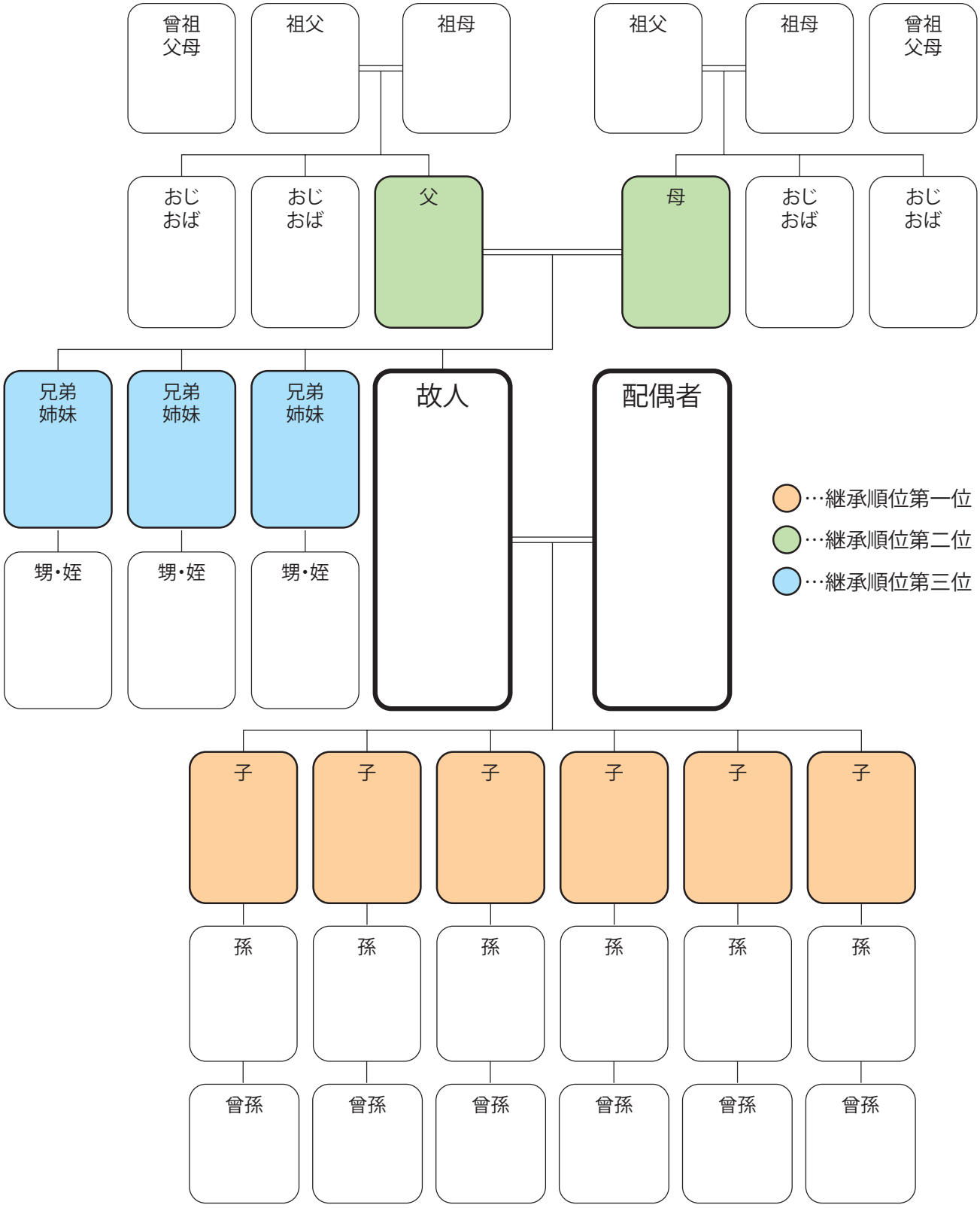
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産を所有している場合は、資産の所在地にある役所で「名寄帳」を取得することで、対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

法定相続情報証明制度について

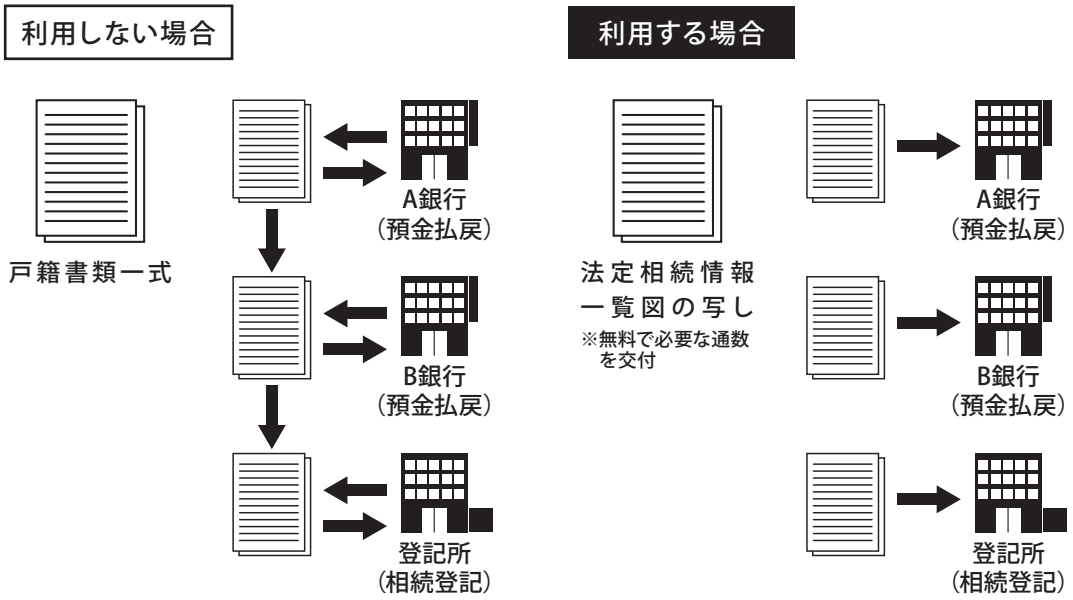
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2.法定相続情報一覧図を作成します。
3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

委 任 状

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）いの町長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が必ず署名してください。

キリトリ線

発　　行　　いの町役場
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発 行 年　　2026 年 10 月

